



## スキャナ保存制度のQ & A

スキャナによる帳簿書類の保存が、どの程度認められるのかについて、国税庁からQ & Aが出ているので、主な点についてまとめました。紙での書類を廃棄する前にスキャナで保管しますが、何でもできる訳ではないので、対象書類、スキャナを取る時期などについて留意してください。「スキャナ保存規定」を作成した方がいかもしれません。

Q1「スキャナ」とは、どういうものをいいますか

A1「スキャナ」とは、紙の国税関係書類を電磁的記録に変換する入力装置をいい、スキャナやコピー機などの複合機がこれにあたります。またスマートフォンやデジタルカメラも「スキャナ」に含まれます。

さらに要件があり、解像度が高く、カラー対応であることが必要です。

Q2 スキャナ保存の対象になる書類はなんですか。

A2 スキャナ保存ができる国税関係帳簿、書類とスキャナ対象外の帳簿、書類の区分は次のようになります。

- ・対象：契約書、領収書、借用証書、預金通帳、請求書、送り状、輸出証明書、見積書、注文書、検収書など
- ・対象外：貸借対照表、損益計算書、棚卸表、決算関係書類
- ・対象外：仕訳帳、総勘定元帳、一定の帳簿
- ・対象外：売上伝票などの伝票類 保存すべき書類には当たらないので適用外

Q3「タイムスタンプ」とはなんですか。

A3「タイムスタンプ」とは、電子データがある時点で存在していたこと及び当該電子データがその後改ざんされていないことを証明する情報のことをいいます。総務大臣の認定制度が設けられています。

Q4「入力期間内に」処理をするとはいつ頃ですか。

A4 たとえば請求書などは7営業日以内に、注文書などは6か月分をまとめて2か月後までに、などとします。

期限を経過したものについては、期限後でもスキャナできますが、そのまま紙でも保存します。

Q5 スキャナで読み取ったあと、即時廃棄してもいいですか。

A5 スキャナで読み取って、最低限の同等確認が終われば、廃棄することができます。

収入印紙が貼ってある文書も同様です。

消費税の仕入税額控除の書類も同様です。

Q6 過去分重要書類のスキャナ保存の可否

A6 過去分重要書類のスキャナ保存については、適用届出書を事前に税務署長に提出することで対応できます。

一般書類であれば、適用届出書と関係なく、過去に遡って保存してある書類をスキャナ保存することができます。

「一般書類」とは、保険契約申込書、口座振替依頼書、商品受取書、注文書、見積書、納品書の写しなどをいいます。



Q7 スキャナ保存の承認申請書を提出する必要はありますか

A7 令和3年度の税制改正により、[令和4年1月1日以後にスキャナ保存を行う国税関係書類については、事前に税務署長の承認を受ける必要はありません。](#)

(担当 新宿事務所 鈴木)

## インボイス制度 - 追記

まだ先の話ではありますが、令和5年10月1日から消費税のインボイス制度（適格請求書等保存方式）が開始されます。

適格請求書（インボイス）を発行できるのは、「適格請求書発行事業者」に限られ、この「適格請求書発行事業者」になるためには税務署に登録申請書を提出し、登録を受ける必要があります。

### 登録申請書の提出

消費税の課税事業者である場合には令和5年3月31日までに登録申請書を提出し、適格請求書発行事業者に登録します。この手続きにより令和5年10月1日以降は適格請求書を発行することができます。

では現在消費税の免税事業者の場合はどうなるのでしょうか。

残念ながら消費税の免税事業者は「適格請求書発行事業者」になることはできません。

しかし、免税事業者が登録申請書を提出すると、「適格請求書発行事業者」になると同時に消費税の課税事業者になります。こうすることにより令和5年10月1日以降は適格請求書を発行することができます。ただしそれ以降の消費税について申告納税義務が発生します。

### 令和5年10月1日以降の取り扱い

#### < 売手側 >

売手である適格請求書発行事業者は、買手である取引相手から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません（また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります）。

注：適格請求書（インボイス）とは、売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。具体的には、[現行の「区分記載請求書」に「登録番号」「適用税率」及び「消費税額等」の記載が追加された書類やデータ](#)をいいます。

#### < 買手側 >

買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手（売手）から交付を受けたインボイスの保存等が必要となります。[適格請求書でない請求書を受け取った場合には経過措置期間中は仕入税額の一部が控除できますが、経過措置終了後は控除できません。](#)

#### 一番影響が大きいのは免税事業者

年間の課税売上高が1,000万円未満のフリーランスや個人事業主は、消費税の免税事業者となっているケースが多いと思われます。

前述いたしましたように、免税事業者の場合「適格請求書」を発行することができません。取引先が「仕入税額控除」を考えるのであれば、取引を他の課税事業者へ切り替える可能性は十分に考えられます。今まで通り取引を続けるためには消費税の課税事業者になって適格請求書を発行するしかなくなります。

今まで消費税納税額のみだけ得をしてきた免税事業者の方も、インボイス制度により納税義務が生じることになるのです。

(担当 芝事務所 樋口)